

## 株式会社サンデー株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

イオン株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年1月8日、株式会社サンデー（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：7450、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年1月9日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが2026年3月4日をもって終了いたしましたので、その結果についてお知らせいたします。

### 1. 買付け等の概要

#### (1) 公開買付者の名称及び所在地

イオン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

#### (2) 対象者の名称

株式会社サンデー

#### (3) 買付け等に係る株券等の種類

##### ① 普通株式

##### ② 新株予約権（下記イからへの新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）

- イ 2012年5月16日開催の対象者定時株主総会の決議及び2017年4月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年6月10日から2032年6月9日まで）
- ロ 2012年5月16日開催の対象者定時株主総会の決議及び2018年4月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年6月10日から2033年6月9日まで）
- ハ 2012年5月16日開催の対象者定時株主総会の決議及び2019年4月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年6月10日から2034年6月9日まで）
- ニ 2012年5月16日開催の対象者定時株主総会の決議及び2021年4月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年6月10日から2036年6月9日まで）
- ホ 2012年5月16日開催の対象者定時株主総会の決議及び2022年4月8日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第10回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年6月10日から2037年6月9日まで）
- へ 2012年5月16日開催の対象者定時株主総会の決議及び2023年4月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年6月10日から2038年6月9日まで）

#### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,517,495 株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である2,517,495株を記載しております。当該最大数は、対象者が2026年1月8日に公表した「2026年2月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された2025年11月30日現在の対象者の発行済株式総数（10,783,700株）に、対象者から報告を受けた2025年11月30日現在残存する本新株予約権の合計である229個（注3）の目的となる対象者株式数（22,900株）を加算した株式数（10,806,600株）から、本決算短信に記載された2025年11月30日現在の対象者が所有する自己株式数（485株）を控除した株式数（10,806,115株。以下「本基準株式数」といいます。）から、2026年1月8日現在において公開買付者が所有する対象者株式の数（8,288,620株）を控除したものになります。

(注3) 対象者から2025年11月30日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	2025年11月30日現在の個数（個）	目的となる対象者株式数（株）
第5回新株予約権	33	3,300
第6回新株予約権	17	1,700
第7回新株予約権	17	1,700
第9回新株予約権	44	4,400
第10回新株予約権	43	4,300
第11回新株予約権	75	7,500
合計	229	22,900

(注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注6) 公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 買付け等の期間

2026年1月9日（金曜日）から2026年3月4日（水曜日）まで（36営業日）

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

##### ① 普通株式1株につき、1,280円

##### ② 本新株予約権

イ 第5回新株予約権1個につき、金1円

ロ 第6回新株予約権1個につき、金1円

ハ 第7回新株予約権1個につき、金1円

ニ 第9回新株予約権1個につき、金1円

ホ 第 10 回新株予約権 1 個につき、金 1 円

へ 第 11 回新株予約権 1 個につき、金 1 円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2026 年 3 月 5 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	2,099,229 株	2,099,229 株
新 株 予 約 権 証 券	—株	—株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ( )	—株	—株
株 券 等 預 託 証 券 ( )	—株	—株
合 計	2,099,229 株	2,099,229 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

### (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	82,886 個	(買付け等前における株券等所有割合 76.70%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	103,878 個	(買付け等後における株券等所有割合 96.13%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	107,792 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2025 年 10 月 15 日に提出した第 52 期半期報告書に記載された 2025 年 8 月 31 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載された

もの)です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(10,806,115株)に係る議決権数(108,061個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日

2026年3月11日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みません)の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者が2026年1月8日に公表した「株式会社サンデー株券等(証券コード:7450)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます)を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所ので定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

イオン株式会社

(千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上